

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第2回）

議 事 次 第

令和5年6月29日（木）
15:00～17:00
W e b 会 議

（議事次第）

1. 開会
2. 地方公共団体の公金収納に関するサンプル調査結果について
3. eLTAX を活用した公金収納に係るシステム上の主な課題・ニーズ等について
 - ・ 地方税共同機構からのヒアリング
 - ・ 地方公共団体からのヒアリング
4. 意見交換
5. 閉会

（配付資料）

- 資料1 地方公共団体の公金収納に関するサンプル調査結果について
- 資料2 地方税共同機構提出資料
- 資料3 地方公共団体の公金収納の状況・ニーズ等について

地方公共団体への公金納付の デジタル化におけるeLTAX上の主な課題

2023年6月29日
第2回実務検討会

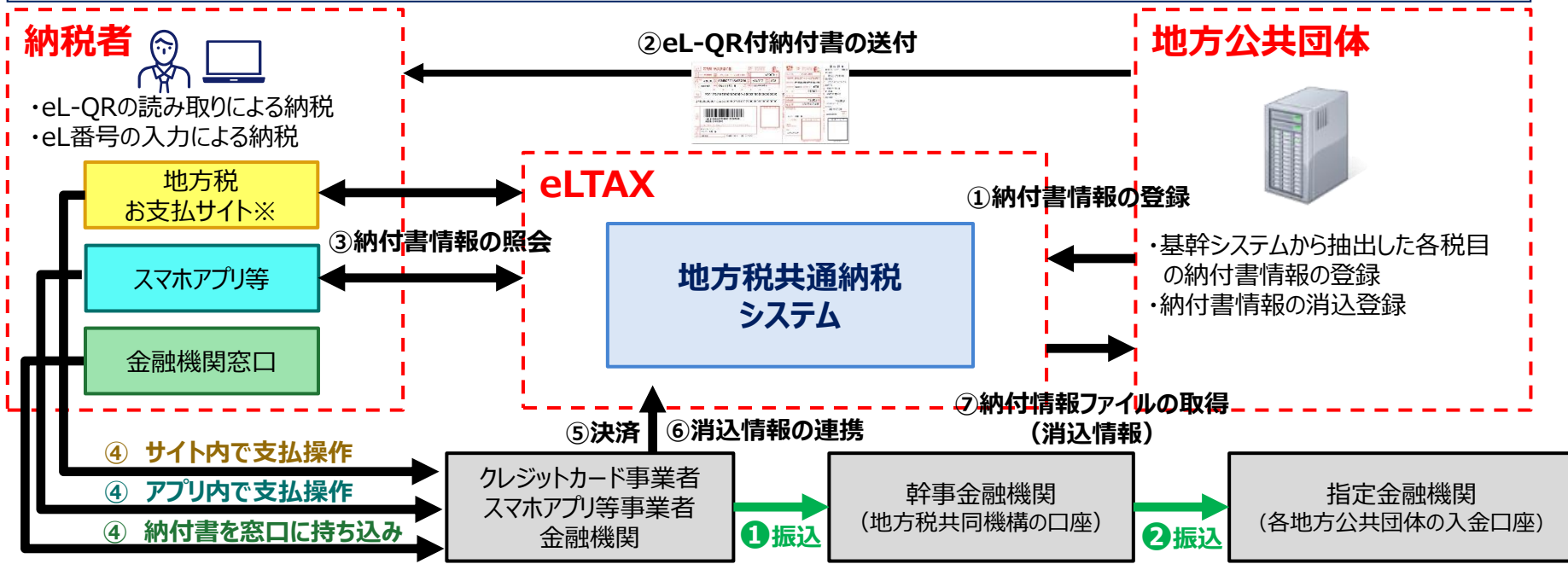
目次

1. 基本的な考え方	2
2. eLTAXにおけるeL-QRを活用した地方税納付の概要（令和5年度）	3
3. 課題①「税目・料金番号の付番」について	4
4. 課題②「納付情報ファイル・入金口座の分割単位」について	5
5. その他の課題	9
（参考）用語説明	10

1. 基本的な考え方

- 遅くともeLTAXの次期更改時期とされた令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。
「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）
- その上で、現在検討を進めているeLTAX次期システムの構築に大きな影響を及ぼすと考えられるシステム上の主な課題について、共有させていただきたい。

2. eLTAXにおけるeL-QRを活用した地方税納付の概要（令和5年度）



概要

○データの流れ（黒矢印）

- ① 地方公共団体は、eLTAXに納付書情報の登録
- ② 地方公共団体は、納税者にeL-QR付納付書の送付
- ③ 納税者は、地方税お支払サイト等を通じて納付書情報の照会
- ④ 納税者は、地方税お支払サイト、スマホアプリ等、金融機関窓口のいずれかで支払操作等を実施
- ⑤ 支払操作等に基づき決済
- ⑥ 決済完了後、消込情報がeLTAXに連携
- ⑦ 地方公共団体は、eLTAXから納付情報ファイルの取得を行い、基幹税務システムで消込処理を実施

○資金の流れ（緑矢印）

- ① 決済された資金は、幹事金融機関の地方税共同機構の口座へ振込
- ② 地方税共同機構の口座に振り込まれた資金は、指定金融機関の各地方公共団体の入金口座へ振込

※「地方税お支払サイト」とは、令和5年4月から開始した自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税を支払うサイト

3. 課題①「税目・料金番号の付番」について

課題①

地方公共団体が収入する公金に対して、どのように税目・料金番号を付番するか。

現状

MPN の仕様では、税や料金ごとに「税目・料金番号（3桁整数）」を割当て、料金番号は2つの体系としており、全国统一で使用できる料金番号は付番済み12個、空き約80個となります。

全国统一で使用できる料金番号：200番台（201～294まで）

地公体が任意で使用できる料金番号：300～900番台

（第1回実務検討会資料6 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構より抜粋）

主な論点

ア 増枠を図るためには、MPNの仕様を変更し、現在、地公体が任意で使用できている番号（300～900番台）を全国统一で利用する番号に振り直す対応案が考えられます。（最大700程度の増枠可）

（第1回実務検討会資料6 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・運営機構より抜粋）

イ または、税目・料金番号（3桁整数）に限りがある中で、複数の公金を一括りにすることによって、空きの範囲で税目・料金番号を付番するか。

その際には、公金の括りについては、地方税お支払サイトや一部のATM等において税目・料金番号に対応する名称が表示されることをどのように考えるか。

基本4情報

基本4情報

- 共通納税機関コード 5桁
- 12345678901234567890
- 確認番号 6桁
- 654327
- 678
- 案件特定キー 20桁

税目・料金番号
3桁

地方税お支払サイト上の表示

1,000円

税目 自動車税(種別)

納付先 〇〇県〇〇市

納期限 令和4年9月30日

備考 -

税目・料金番号
に対応する名称

4-1. 課題②「納付情報ファイル・入金口座の分割単位」について

課題②

eLTAXが地方公共団体内の組織を跨って利用されることになると考えられるため、納付情報ファイル・入金口座の分割単位をどのように整理するか。

※「納付情報ファイル」とは、いつ、誰が、誰にどの科目・期別の公金をいくら、どのように支払うか、支払ったか等を示す納付、消込に関する情報

※「入金口座」とは、地方公共団体が会計管理者に代わって公金の収納、支払の事務を取り扱わせるために指定金融機関に開設する口座

現状

地方公共団体の税部門のみがeLTAXを利用しており、1地方公共団体につき1つの共通納税機関コードを付番し、そのコードに対して1納付情報ファイル・1入金口座での運用を行っている。

(例) 北海道の場合…01000番台に付番済み180個(道・179市町村)、空き820個

※「共通納税機関コード」とは、地方公共団体コードまたはMPN収納機関番号のいずれかからなる5桁整数のコードで、都道府県単位で5桁のうち上2桁が決まっており、その都道府県及び管内市区町村が下3桁を振り分けている。

【参考】『R4.3.14地方税統一QRコードの活用に係る検討会』地方税統一QRコード格納項目「団体番号」の内容の再定義について』において、原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、MPN収納機関番号を取得している場合はそちらを優先するとされている。(6ページ参照)

主な論点

ア 共通納税機関コードに限りがある中で地方公共団体内の各組織に対して、どのように共通納税機関コードを付番するか。

具体的には、地方公共団体の中で普通地方公共団体の長や地方公営企業の管理者単位に共通納税機関コードを付番することも考えられるか。

イ 地方公共団体は、納付情報ファイルを地方公共団体内の複数のシステムに取り込む必要がある場合は、税目・料金番号や地方公共団体の任意のコード等で適宜分割して取り込む対応が必要となるか。

【参考】「R4.3.14地方税統一QRコードの活用に係る検討会」 地方税統一QRコード格納項目「団体番号」の内容の再定義について

- 地方税統一QRコードの格納項目のうち「団体番号」は、地方団体を一意に特定する項目として「地方公共団体コード」をその内容としていたところ。
- 前頁のとおり、MPN標準帳票を使用する場合には、MPNの収納機関番号を共通納税のために使用することができることとする。
- これを踏まえ、「団体番号」の内容について、「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただく。

【各コード等の概要】

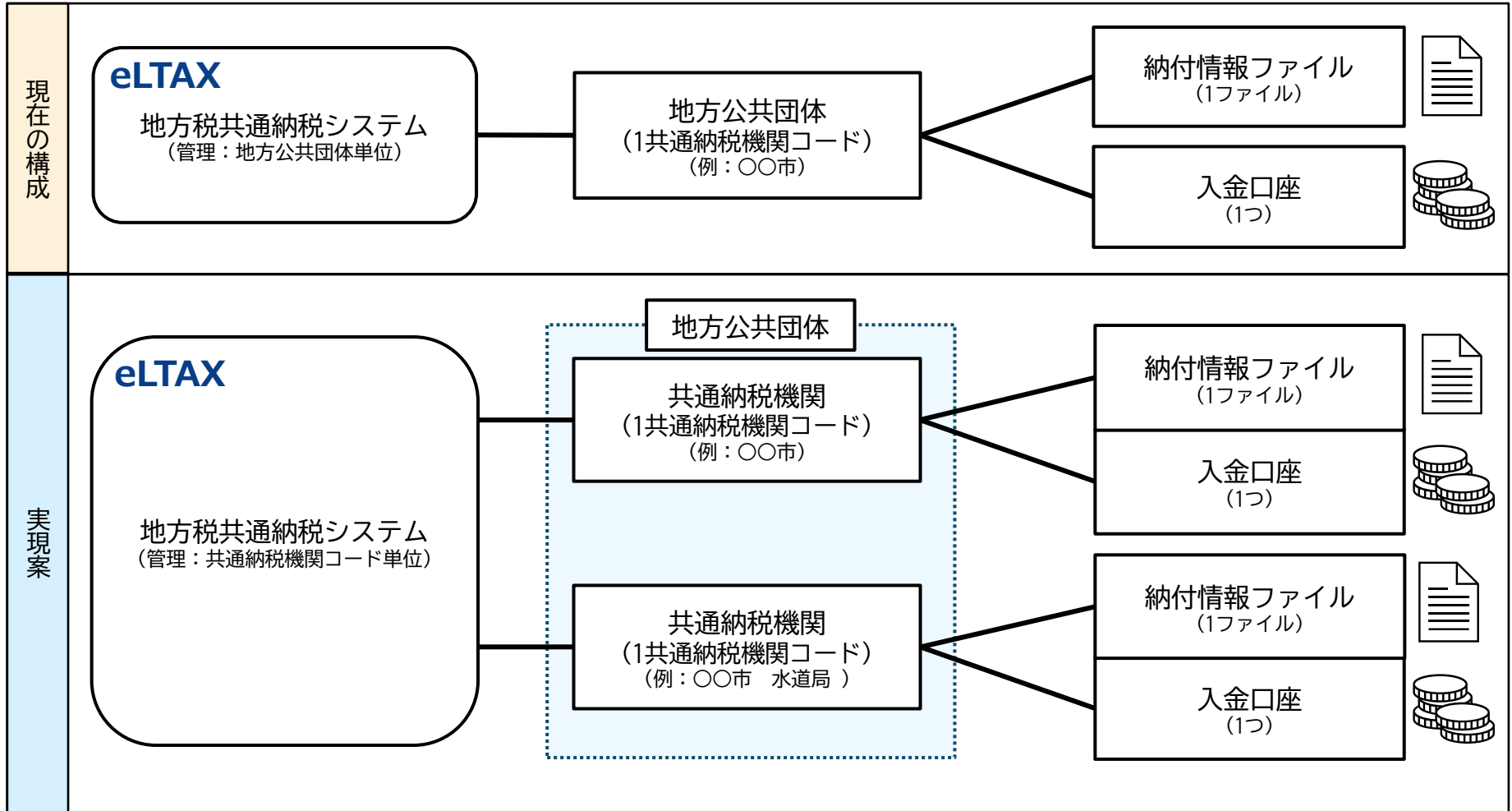
コード等	説明
地方公共団体コード	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の地方団体を一意に特定するものとして割り振られる。 ・一の地方団体につき1つのコードが割り振られる。 ・「情報部5桁」と「チェックデジット1桁」の計6桁で構成される。 ・管理者は、総務省である。
MPN収納機関番号	<ul style="list-style-type: none"> ・MPNに参加する収納機関を一意に特定するものとして割り振られる。 ・原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、一の地方団体につき複数のコードの取得が可能なため異なる番号が割り振られている場合がある。 ・管理者は、MPNである。
共通納税機関コード	<ul style="list-style-type: none"> ・共通納税システムに参加する地方団体の機関を一意に特定するものとして新たに割り振る。 ・原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、MPN収納機関番号を取得している場合はそちらを優先する。 ・管理者は、地方税共同機構となる。

【運用イメージ】

団体名称	部局	地方公共団体コード	MPN収納機関番号	共通納税機関コード	特記事項
A県	税部局	13800	-	13800	<ul style="list-style-type: none"> ・A県税部局は、MPN収納機関番号を取得していない。 ・共通納税機関コードは、地方公共団体コードを利用するため、「13800」となる。
	X部局	13800	-	-	
B県	税部局	13900	13901	13901	<ul style="list-style-type: none"> ・B県税部局は、MPN収納機関番号を取得している。 ・共通納税機関コードは、MPN収納機関番号を優先するため、「13901」となる。
	Y部局	13900	13902	-	

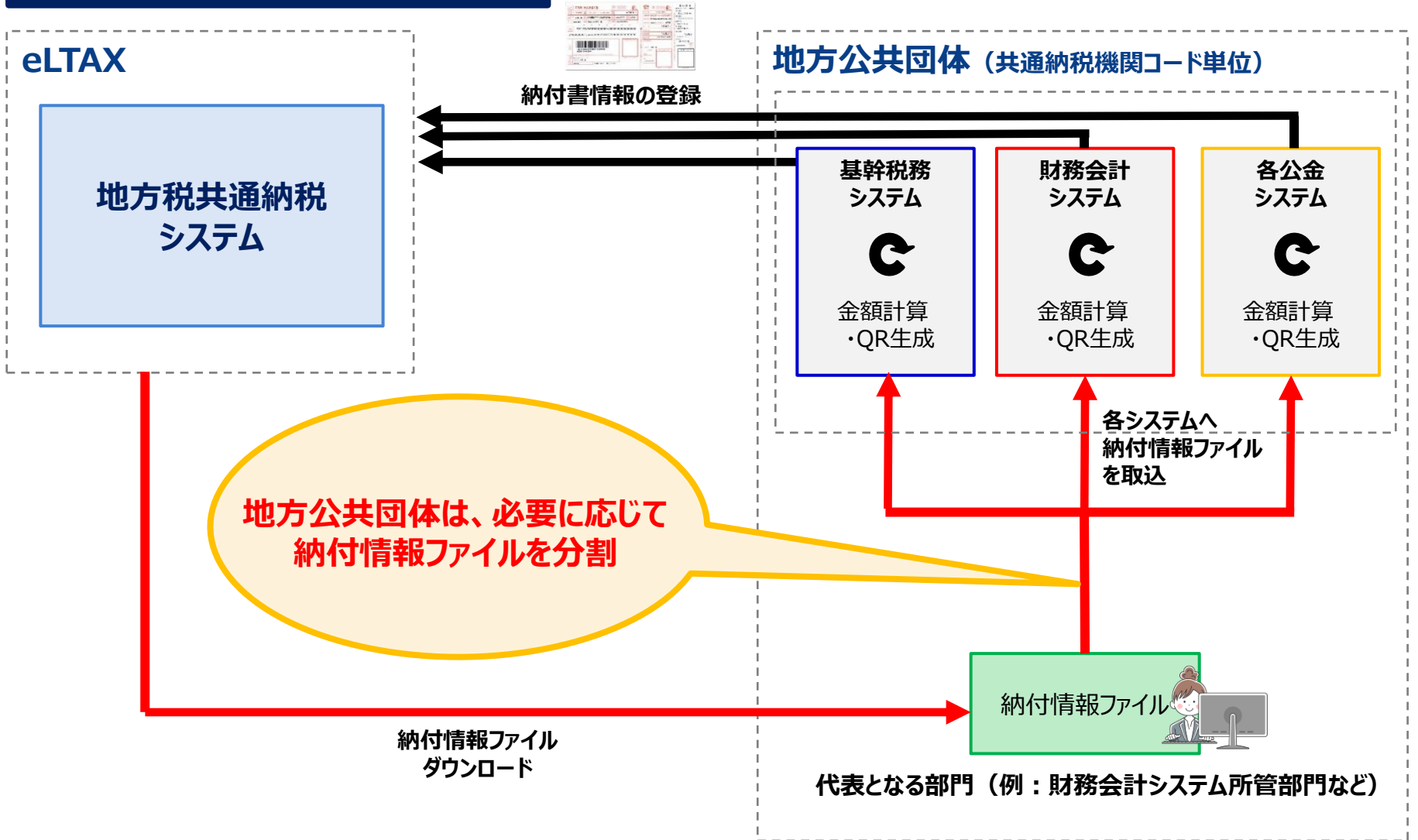
4-2. 課題②主な論点アについて

共通納税機関コード複数保有（想定イメージ図）



4-3. 課題②主な論点イについて

消込情報の流れ（想定イメージ図）



5. その他の課題

- eLTAX次期システムの更改時期（令和8年9月）に向け、本年中にはeLTAX次期システムの要件定義を行う必要がある点を踏まえて、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けたスケジュールの検討を進める必要がある。
- そのためには、地方公共団体への公金納付のデジタル化に対応するためのシステムの処理能力や回線の容量などを把握する必要があり、特に次の2点の把握が必要
 - ・ 各公金の月別納付件数などの想定データ量
 - ・ 地方公共団体での消込事務に係るシステム構成や業務フロー
- 今後の議論の円滑化のためにも地方公共団体側の窓口の集約化が必要

(参考) 用語説明

用語	概要
地方税共通納税システム	全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子的な納付ができる仕組み
幹事金融機関	地方税共同機構が契約している金融機関で、現在の幹事金融機関はみずほ銀行
納付情報ファイル (消込情報)	いつ、誰が、誰にどの科目・期別の公金をいくら、どのように支払うか、支払ったか等を示す納付、消込に関する情報
指定金融機関	地方公共団体が会計管理者に代わって公金の収納、支払の事務を取り扱わせるために指定する金融機関
共通納税機関コード	地方公共団体コードまたはMPN収納機関番号のいずれかからなる5桁整数のコード
案件特定キー	納付書を一意に特定するために地方公共団体が採番する20桁整数のコード
確認番号	納付書を一意に特定するために地方公共団体が採番する6桁整数のコード